明治六年

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一)について(五・完) [島根縣] 聴訟課

松江地方裁判所所蔵裁判史料より一

代表 広島修道大学 居 正 明治期の法と裁判」 研究会

紺 加 藤

浩

和*1

高*2·上川内

司*4·矢 野

達 宏*3 雄*5

注の部(三) 史料(三)(【五〇]~【七五】) (以上、『修道法学』第四四巻第一号)

九 八

注の部(二)

(以上、『修道法学』 第四三巻第二号

史 料 (二) (【三三】~【四九】)

目次表(三)(【五〇】~【七五】)

0

目次表(四)(【七六】~【八六】)

Ŧī. 四

真 (二葉)

(以上、『修道法学』第四三巻第一号)

目次表 (二) (【三三】~【四九】)

史料(二)([二]~[三]) 目次表(一)(【二】~【三二】)

注の部 (一)

目

次

解題と凡例

史料(四)(【七六】~【八六】)

一九二(一九二)

へ 資 料 //

修道法学

一九一(二九一)

四四 目次表(五・完)(【八七】~【九五】) 注の部(四) (以上、『修道法学 (以上、『修道法学』第四四巻第二号)

一六 史 料 (五・完) (【八七】~【九五】)

(以上、本号)

四五巻 一号

<u>一</u> 五. 目 次 表 (五・完) (【八七】~【九五】)

	_					_	_	_				_		_		
93	3	9	92		91		90		89	880	2 2	880) 1		87	番号
第九十三号	. J	- 1	可年	第九十一号	年	第九十号	同 年	第八十九号	同 年	第八十八号ノニ	同 年	第八十八号ノー	同 年	第八十七号	明治六年	年度・番号
五月廿三日	1	i 1	可年	五月十八日	同 年	五月十五日	同 年	五月十四日	同年	五月十日	同年	五月九日	同年	五月九日	明治六年	上訴日
十一月	1	i 引 分 计	司年	八月廿四日	明治六年	一月廿日	明治七年	六月九日	同年	六月十六日	明治六年	二月二十四日	明治七年	六月十六日	明治六年	終局・年月日
件家屋敷差額一	と思えている自己	757	貸金帯一件		貸金滞一件	付歎願一件	養男と不睦ニ		代金差縺一件		山林争論一件	縺一件	貸品代金滞差	論一件	村東分境界争	訴名/差縺
泽	い 原量 屋		示談済口・吟味下	届	済口証書差出・聞	証書差出・解訟	一同承服之上済口	げ渡願聞届	示談行届·願書下	げ願聴届	示談行届・吟味下	出·解訟願聞届	示談・済口証書差	げ願聴届	示談行届·吟味下	結局
権	1 7	まると	(十三等出仕)				楢嵜 濶造		楢嵜 濶造		鶴岡 少属		楢嵜 濶造			事件担当官
U H 豊	[-	,	SSK 小平太		A D 文藏	(農)	K Y 五左衛門	(商)	TS 嘉右衛門	(旧神官)	M M 助之進	(農)	I K 傳十		NE村一同	原告/申立人
A B 米 五 朗	3	I 作 不	I K 議右衛門		SD 助右衛門	(養男)	善次郎	(士族)	HE 刁太郎		TK村百姓一同	(商)	K N 熊十		S 村	代人/代言人
																備考

		_	
	95		94
第九十五号	同年	第九十四号	同年
五月廿三日	同年	五月廿三日	同年
五月三十日	明治七年	八月廿三日	年
件	山林境界差縺	件	家屋敷差縺一
訟	済口証書差出・解	前に付不取揚	丁卯十二月晦日以
	楢嵜		楢嵜
	濶造		濶造
(医	K T		W B
	文仙		卯右衛門
			U D
	六郎兵衛		与三右衛門

一六史料(五·完)

(○八九A)【八七】【村東分境界争論一件】

出雲國秋鹿郡S村NE村東分境界争論明治六年五月九日出訴

件

「第八十七号」**2

「□八九B」 「□八九日」 「□八五日」 「□八五日 「□八

明治六年六月十六日**

等ニ苅来ニテNE村野山ニ相違無之段申立S村ニテハ両村堺道祖神中央南北堀切北ハ山道堺ト往古ヨリ申伝居養*゚草

右訴答共篤ト取調候処NE村一同ヨリ申出候ニ者東奥ノ助

ハ腰林北ハ山道筋堺道祖神ハ往古ヨリS村ニテ祭来リ且

** 本行は朱書きの番号のみ*** 朱書きの大きなバツ印あり

養は、土偏に養。他の個所も同じ

3

明治六年 〔島根縣〕聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について (五・完)

相成候儀之処今般論所実地御見分被成下候上論所之外ハ悉皆訳モ無之S村野山続ニテ村界ハ松林際ニ相違無之段申立差維養草等モS邨ニ而苅来リNE村野山聊之土地飛地ニ可相成野山トNE村腰林トハ古松木植続居尚先年ヨリ野山小松并

一九〇 (一九〇)

定メ西ハNE村東ハS村ト可致段厚ク御理解之趣一同承知無之義故道祖神後ノ腰林角ヨリ北大ソ子堺迠見通シニ腰林際大松境界ニ相成居両村共古絵図ハ勿論証書類一切

*4「十六日」の文字が極端に薄い

〔○九○A〕【八八号の一】【貸品代金滞差縺 一件

出雲國意字郡□□□村農ⅠK傳十ヨリ

明治六年五月九日出訴

「○」同郡□□□村商KN熊十へ係リ貸品代金滞

差縺一件

奉 濶造

「○ 第八十八号ノー」(朱)

借受既ニ辛未年*゚ヨリ壬申六月*゚迠ニ銭八千貫文余ノ負債ト為リ 折々仲間売事罷在同村DK運右衛門ヨリ資本金ヲ原告傳十名前ニテ 為次郎ト 被告熊十伜為次郎ナル者原告傳十養子ト為シ居為次郎ト熊十ト

借入候金ヲ以運送為上乗熊十為次郎乗船彼地ニテ荷物売払 督責ニ預リ依テ原告ヨリハ右葉煙草百五拾俵ハ悉皆運右衛門ヨリ 帰国無程右為次郎ハ病死いたし精算難出来金主運右衛門ヨリハ 熊十両人ニテ葉煙草百五拾俵買入神戸へ運送之処多分之損亡相立

〇九 〇 B

相立

帰国間モ無ク為次郎病死熊十ヨリ出金不致運右衛門へ返償之道難

差入有之 熊十ヨリ出金為致度申立候得共傳十本人ニテ為次郎受人ニテ証書

大金一時返償難行届仍テ遂示談此後無利足ニテ当明治七年ヨリ 係ル一件取揚難及審理運右衛門へハ傳十ヨリ證書差入有之ニ付 受取不足ト申立差縺ニ至リ候得共為次郎死去証書類無之熊十へ 同十一年迠五ヶ年賦ニ皆済之約定済口証書差出之 同人ヨリ返償可致若難行届候ハ、身代限リ可及処分及理解候処 神戸へ運送之煙草ハ多分自分ヨリ出金差引千八百貫文余傳十ヨリ 熊十ヨリ返償可為致証無之被告ヨリハ供々商法ハ致居候得共壬申年

書面之通解訟願之通聞届候事

明治七年二月二十四

明治四 (西暦一八七一) 年

2 明治五 (西暦一八七二) 年

明治六年 〔鳥根縣〕聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一)	□□□村□□寺扱ヲ以助之進ゟ誤一札并売券共為差出	之節MM助之進ゟ不條理申立候ニ付追々及掛合□□村重左衛門	凡壱町歩ハTK社為修復社山ニ備置其後安永年中*5差縺	申出百姓一同ゟ申出候ニハ亨保年中**官林御払下相願候内	モ無之義故及断年来持来之儀故材木伐採致シ居候旨	然ル処別当□□寺ヨリ故障申出尚取扱等ニも有之候得共際限	(○九一B)	助之進所持可致段理解ニ相成双方者承服受書差出シ置	并郡出役其故評者上山林之内三歩村方江差出七歩MM	壱歩ハ従来之通貢納致其後貳十年余前争論之節郡役人	一通承服書付相渡置候得共右者破談ニ相成居新下々田貳拾	誤證文等モ書入田地山林共悉皆自分勝手ニ致シ候約定故	一同ト争論之節□□□村□□寺并□□村重左衛門扱ヒ立入内済	年中*≅買請代々所持罷在候処安永四年未年*≅別当□□寺并百姓	右訴答共篤ト取調候処MM助之進ゟ申立候ニ者右山林ハ正徳		「第八十八号ノ二」 奉 鶴岡 少属	(朱)	同村百姓一同へ掛り山林争論一件	一 出雲國楯縫郡□□村旧神官MM助之進ヨリ	明治六年五月十日出訴	〔○九一A〕【八八号の二】【山林争論一件】
について(五・完) 一八八(一八八)	□□町士族HE刁太郎へ 係リ代金差縺一件	一 出雲國島根郡□町商TS嘉右衛門ヨリ同郡	*門治六年五月十四日出訴	〔〇九二A〕【八九】【代金差縺一件】				*5 安永元~一○(西曆一七七二~八一)年	*4 享保元~二一(西曆一七一六~三六)年	*3 西曆(乙未)一七七五年	*2 正徳元~六(西暦一七一一~一六)年	*1 朱書きの斜線あり		明治六年六月十六日	何卒御吟味下之義願出候ニ付伺之上聴届候事	右一件ニ付相互ニ思惑筋聊も無之向後御願ケ間敷無御座候間	相立置可申積双方無申分内済示談行届難有仕合奉存候然ル上者	西方五歩通ハ村方持ニシテ社修復用ニ備置更ニ厳重境界ヲ	副戸長長岡丈兵衛扱ニ立入論所東方五歩通リ助之進所持ト定メ	候儀之所今般御取調上尚実地御検査可被成下処戸長上田文兵衛	備置候ニ相違無之依テ村方江取返し度段申出差縺罷成	地所而己相任セ置候義ニテ助之進所有之地ニ者無之村方ヨリ

第八十九号

奉

行届願書下渡願出候ニ付伺之上聞届候事 別紙左之通

原被共取調之上夫々及理解候処別紙之通

示談

(O九二B)

限可受取旨堅儀約仕候間何卒願書御下渡奉願候也 油之内残油ハ此度私へ取戻全ク遣込候丈ハ代金当九月三十日 願候ニ付双方理解御諭被下置候互ニ会得仕候依之売渡置 HE刁太郎殿へ白油売事仕候処代金差縺候ニ付当五月奉歎

第四区□町

訴人

TS 嘉右衛門

差添人

六年六月九日

長子 H E 刁太郎 佐

* 1 朱書きの斜線あり

一号

(〇九三A)【九〇】【養男と不睦ニ付歎願一件】

明治六年五月十五日出訴

当管下出雲國大原郡□□□□村農KY五左衛門ヨリ

養男善次郎ト不睦ニ付歎願

一件

〇 条

「〇 第九十号」

奉 楢嵜 濶造

貳人ニテ支配德米之内ヲ以米拾五表ツ、年々両人へ相渡各 之上戸長共へ扱ヲ賴為仕法田畑山林共親類KY新右衛門外 為シ迚モ家名難相立見込故四年以前午年*־親類一同相談 筈之処太郎兵衛死後五左衛門并善次郎両人共多分負債ヲ 養子ニ貰ヒ善次郎ハ五左衛門伜ト為シ家名相続可為致 取調候処故KY太郎兵衛二女江十七年前当五左衛門ヲ聟

[〇九三B]

別戸ニ養方為致残德米ヲ以両人ノ負債支配人へ引受返償

支配ノ田畑山林共悉皆取返シ勝手ニ取扱度尤善次郎 借財モ不取片付追々利重ニ相成不為筋ニ候間親類 親類并善次郎ト同腹種々勝手ノ取扱イタシ加之未タ旧 続可為致約定之処又候両人共負債出来原告五左衛門ヨリハ 取斗尤両人之内心底立直シ家業出精ノ者ヲ以太郎兵衛跡相

*1 庚午 (西暦一八七〇) 年

五左衞門へノミ相任セ侯テハ忽チ亡産家名難立行両人心底質主不為筋相成候様被成下度段申立親類共ヨリ者財モ出来追々藩禄ニ至リ相続之道難相立依テハ向後相互ニ甚困却且小遣金等モ年来少モ手当不致呉故自然借財モ出来追々藩禄ニ至リ相続之道難相立依テハ向後相互ニ基困却且小遣金等モ年来少モ当不致呉故自然借以上シテ類共ヨリ是迠支配ノ不正清算ヲ立向後故障不致様被心底立直リ孝養且家業出精ノ上ハ追テ可譲渡依テ親

終ニ及出訴候処右ハ故太郎兵衛存命中一旦五左衛門ヲ相続ニ度段申立種々差縺扱人等モ度々立入候得共和熟難調立直リ候迠ハ是迠之通扶持米相渡仕法相立候迠支配致

(O九四A)

レハ押込可置條理モ無之両人共年輩ニモ至居最早他五左衛門ヲ隠居可致筋無之又善次郎モ家附ノ嫡孫ナ相立善次郎ハ同人伜ト為シ家督可譲渡筈ニ候得共今更

ノ義ニ有之既ニ別戸ニモ相求居双方義理アル者共ニ付今般ヲ為セシハ全ク互ニ他人ノ財産ト思ヒ為シ一家ノ為筋ヲ不顧人ノ補助ヲ不受共夫々仕法相立自分是迠多分之負債

311

取扱無之様可致旨夫々及理解候処一同承服之上済口相立互ニ家業ヲ励ミ諸親類へモ睦間敷突合不筋ノ更ニ財産ヲ中分シ各一半ヲ以是迠ノ負債ハ引受仕法

明治七年一月廿日 解訟

証書差出之

日沪十全一万十日 角言

明治六年

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノー) について (五・完)

[○九五A]【九一】【貸金滞一件】

出雲国能義郡下□□□村AD文藏より同業が治六年五月十八日出訴

同郡同村SD助右衛門へ係り貸金滞一件出雲匡能義郡下□□□村AD文藏より同

「第九十一号」

程ノ義ニ付調金難出来旨申□差縺相成侯義之処両人共程ノ義ニ付調金難出来旨申□差縺相成侯義之処両人共中立返金不致必至難渋ニ付元利共速ニ受取度段申立被告ゟハ申立返金不致必至難渋ニ付元利共速ニ受取度段申立被告ゟハ申立返金不致必至難渋ニ付元利共速ニ受取度段申立被告ゟハ申立返金不致必至難渋ニ付元利共速ニ受取度段申立被告ゟハ申立を未十二月銭七千貫文証書ヲ以貸渡其外売事差引残金共額合銭三千弐百三十貫四百文証書ヲ以貸渡其外売事差引残金共額合銭三千弐百三十貫四百文証書ヲ以貸渡其外売事差引残金共額合銭三千弐百三十貫四百文証書ヲ以貸渡其ののでは、

一八六(一八六)

二於テモ近隣之間柄故精々勘弁示談可致旨及理解乍申正ニ借用罷在候義故精々調達返金可致原告隣家旦入懇之間柄故不実無之様可取斗難渋之折柄

修道法学 四五巻 一号

八五(一八五

ij

\bigcirc
九
五.
B_{j}
\Box

相成候趣依テ惣差引残金五十三円九銭八厘本月限 不足之分ハ親類并ニ保証人等ゟ立替賴調金返金之手続 置候処原告ニモ金高減少致し遣し被告所持品等売却

済口証書差出候ニ付伺之上御聞届相成候事 皆済□□*"二致旨及理解候処一同承服之上

八月廿四日 済

* 1 朱書きのバツ印あり

明治四 (西暦一八七一) 年

*3「之積」の見え消

(○九六A)【九二】【貸金滞一件】

出雲国能義郡□□□村農SSK小平太ゟ同國門治六年五月十九日出訴

同郡□□村ⅠK儀右衛門へ懸リ貸金滞一件

第九十二号」 奉 十三等出仕 奥原 弘道

右訴答共篤ト取調候及理解候処一同承服依之小平太先渡高之内

* 1 朱書きの斜線あり

済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聞届候事 差添人KT萬吉引受急度返済可為致義ニ示談行届キ 三百貫文ハ勘弁致遣候残銭八百廿八貫文来ル六月三十日限

明治六年五月廿四日

済

○九七A〕【九三】【家屋敷差縺一件】

出雲国大原郡□□□村∪H豊市ゟ同国同郡

同村AB米五郎へ係リ家屋敷差縺一件

一第 第九十三号

奉 楢崎

「十一月 済」

(○九八A)【九四】【家屋敷差縺一件】 明治六年五月廿三日出訴

明治六年五月廿三日出訴

出雲国飯石郡□□□町WB卯右衛門ゟ同國** .|郡同村UD与三右衛門へ係リ家屋敷差縺 一件

第九十四号 奉 楢嵜 濶造

丁卯十二月晦日*空以前二付不取揚件

八月廿三日

* 1 朱書きの多きなバツ印あり

慶応三 (一八六七) 年

〔○九九A〕 【九五】 【山林境界差縺一件】

明治六年五月廿三日出訴 (朱) 解訟*

同村六郎兵衛へ係リ山林境界差縺 出雲国能義郡□□村医KT文仙ゟ同国同郡

○ 第

第九十五号

(金)

明治六年

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

奉 濶造

> 半覚墓掃除山守共依頼ヲ受土地預リ居候ハ相違無之候得共右ハ 九年前文仙相続ノ砌悉皆引渡シ現今ノ畑地ハ天保八丙年*゚亡父六 用水井手切ノ境界故開添地ハ其侭取返シ度旨申立被告ヨリハKT 捨置候得共先般地券御調査ニ付而ハ難捨置古証文ニ記載有之 罷越候故不案内且ハ年来祖先ノ墓掃除致貰候事故其侭 ヨリ墓地山林等ハ取返シ候得共右畑地不差返他ヨリ養子ト成 歩斗出来無税地ニ相成居原告ヨリハ九年前KTモ跡相続其砌 続地山林任セ置候義ニテ数十年前ヨリ追々開添候故方今畑壱畝

〇九九B

潰家相成居候ニ付親戚共ヨリ被告六郎兵衛亡父江墓掃除依頼 查之上尚村方諸書類取調候処原告祖先KT文仙跡相続人無之

応取調候処確証無之原被告申立齟齬理非難決ニ付実地

郎兵衛 同村彦助ヨリ買受候土地ニテ文仙ノ山林裾開添候義ニハ無之十一

年前右山林

関係無之段申立差縺候儀之処今般実地検査スルニ被告ヨリ申立処ノ NT厳助ヨリKM芳左衞門へ売渡候節モ山林ノミノ売事ニテ畑地ニ

之双方ノ 下々田拾五歩下々畑壱畝拾八歩ハ少シ離レ南ノ方ニ相当ノ土地有

古券ニ記載アル用水井手境界ニ依レハ被告へ可附居土地ニ無之数

十年来

(第二号ノー) について (五・完) 支配アルヲ以追々山林裾ヲ開添候ニ相違無之就而ハ原告文仙へ右

八四(一八四

土地可引渡

貰候義故
尤六郎兵衛開拓セシニ依テ壱畝歩余ノ畑地出来致居年来墓掃除致

右畑地ハ原告文仙へ引渡同人ヨリ開拓手数料トシテ金壱円被告六之上

相渡且六郎兵衛所持ノ田続五歩ノ土地ハ開添ト申出候得共被告数郎兵衛へ

十年来作

申分無之

趣ヲ以済口証書差出ス

年は丁酉年

「第三号銘細録へ続ク」(年)

れば幸いに思っております。いかとおそれている次第です。

お気付きの点につきご教示を頂け

【本文読下し 完】

一七 注 の 部 (五・完)

訟事件銘細録(第二号ノ三止)』の紹介を試みる積もりでいる。 一)』の紹介がひとまず完了する。「第三号銘細録」とあるのは『訴訟事件銘細録(第二号ノ二)』を指すと考えられる。引き続き、『訴訟事件銘細録」とあるのは『訴の知り、本稿で、明治六年〔島根縣〕聴訟課『訴訟事件銘細録(第二号ノ(22)

用が困難になり、読みの不行届、読み違いがかなりあるのではなったり、撮影・作成したファイルにもとづいて、翻刻を試みたもっにより撮影・作成したファイルにもとづいて、翻刻を試みたもっにより撮影・作成したファイルにもとづいて、翻刻を試みたもっにより撮影・作成したファイルにもとづいて、翻刻を試みたもった。原本調査にあたり、特に、同裁判所総務課および雲南簡易裁判所の方たちに大変お世話になりました。ここに記して深く感謝の意を表する次第です。

一八二(一八二)

執筆者紹介 (五〇音順)

代表 居石 正和 ** 広島修道大学教授(日本法制史)広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

上川内 宏 *3 広島修道大学客員研究員

加藤

高 *2 広島修道大学名誉教授

矢野 達雄 *5 広島修道大学名誉教授紺谷 浩司 *4 広島大学名誉教授

— 71 —